

令和6年度認定こども園及び保育所地域子育て支援事業に関する補助金について（ご案内）

横浜市では、認定こども園及び保育所が地域に向けて実施する子育て支援を一層推進していただくため、育児講座の開催や施設（保育室、遊戯室、園庭等）開放等の取組に対して補助金を交付しています。

この補助金を御活用いただき、子育て支援に関する取組を積極的に展開いただきますよう、お願いいたします。なお、当該補助金の交付は、本事業実施に係る令和6年度予算案が、横浜市議会において可決されることを停止条件とします。

※当該補助金については、令和7年度より廃止となります。

● 補助事業者

- ・ 幼保連携型認定こども園
 ※幼稚園型認定こども園については、当事業ではなく「私立幼稚園等はまっ子広場事業」の対象となります。
- ・ 私立保育所

● 補助対象事業のメニュー、補助金額、基準回数

認定こども園及び保育所地域子育て支援事業の補助対象事業には、次の2つのメニューがあります。

どちらか1つのメニューを選択し、そのメニューに含まれる各事業について、それぞれ基準回数以上実施していただきます。

➤ 補助対象事業のメニュー、補助金額、基準回数

メニュー	事業の組合せ（実施メニュー）	実施回数の基準	補助金額の上限額
1	育児講座・交流保育	年3回以上	15万円
	施設の地域開放	年30回以上	
2	育児講座・交流保育	年6回以上	15万円
	施設の地域開放	年12回以上	

※育児講座・交流保育については、いずれかを3回でも、育児講座2回・交流保育1回等組み合わせて3回でも構いません。

※実施回数の考え方

「育児講座・交流保育」…原則、参加者がいる場合実施回数に含めます。振替日や予備日を設定する等、余裕をもって計画いただきますよう、お願いいたします。

「施設開放」…開放日に利用者が0人であっても、実施回数に含めますが事前の中止等の判断を行った場合は実施回数に含めることはできません。

➤ 実施メニューの目的

育児講座 (実施要領第8条)	認定こども園及び保育所の特性を生かして実施する講座を通じて、保護者が子育てに関する理解を深めることにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の保育所地域子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。
交流保育 (実施要領第9条)	子育て中の保護者とその児童が、保育所入所児童と交流することを通じて、保護者が子どもの育ちや子育てに関する理解を深めることにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の保育所地域子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。
施設の地域開放 (実施要領第10条)	保育所の保育室、遊戯室及び園庭等の施設を、子育て中の保護者とその児童等が集い、相互に交流する場として継続的に提供し、子育て中の保護者の閉塞感、孤立感を緩和することにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の保育所地域子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。

令和6年度分 補助金申請手続きの流れ

- ① 補助金交付申請 **令和6年4月11日(木)～5月13日(月) 厳守(消印有効)**
提出先→各区福祉保健センター子ども家庭支援課
- ② 交付決定通知 区から補助金の交付決定通知を、各園に送付します。
- ③ 補助金交付 別途、第15号様式の請求書を各区子ども家庭支援課に提出してください。
 請求書の提出時期は各区子ども家庭支援課に御確認ください。
- ④ 実績報告 提出期日については、令和6年度末に各区子ども家庭支援課からご連絡する予定です。
- ⑤ 補助金額の確定通知 区から補助金額の確定通知を、各園に送付します。
 ※消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告
 令和7年11月頃、子ども青少年局より依頼する予定です。

【参考：令和5年度に補助交付が決定されている園】

令和6年4月10日(水)までに、各区子ども家庭支援課に実績報告書を提出してください。
 様式については、令和6年2月29日(木)にホームページに掲載する予定です。

令和6年度分 補助金交付申請時の提出書類

- 1：第2号様式 補助金交付申請書
 2：第4-2号様式 事業計画書（育児講座・交流保育）
 3：第4-3号様式 事業計画書（施設の地域開放）
 4：第5号様式 収支予算書
- ※様式については、令和6年2月29日(木)にホームページに掲載する予定です。
 ※実施園につきましては、園名等の情報を子ども青少年局のホームページ上に掲載します。
 ※当事業について、他の補助金等と重複して受給することはできません。

●提出書類についてのお問い合わせ・提出先

各区役所子ども家庭支援課 認定子ども園及び保育所地域子育て支援事業 担当者 宛

区名	所在地	電話番号	区名	所在地	電話番号
鶴見区	〒230-0051 鶴見中央3-20-1	510-1797	金沢区	〒236-0021 泥亀2-9-1	788-7753
神奈川区	〒221-0824 広台太田町3-8	411-7046	港北区	〒222-0032 大豆戸町26-1(1階)	540-2340
西区	〒220-0051 中央1-5-10	320-8472	緑区	〒226-0013 寺山町118	930-2216
中区	〒231-0021 日本大通35	224-8198	青葉区	〒225-0024 市ヶ尾町31-4	978-2428
南区	〒232-0024 浦舟町2-33	341-1149	都筑区	〒224-0032 茅ヶ崎中央32-1	948-2472
港南区	〒233-0003 港南4-2-10	847-8498	戸塚区	〒244-0003 戸塚町16-17	866-8485
保土ヶ谷区	〒240-0001 川辺町2-9	334-6348	栄区	〒247-0005 桂町303-19	894-8410
旭区	〒241-0022 鶴ヶ峰1-4-12	954-6122	泉区	〒245-0024 和泉中央北5-1-1	800-2413
磯子区	〒235-0016 磯子3-5-1	750-2435	瀬谷区	〒246-0021 ニツ橋町190	367-5782

●事業についてのお問い合わせ

横浜市子ども青少年局 保育・教育運営課 永島、岩佐、藤原

TEL 671-3564 E-Mail: kd-kosodatehiroba@city.yokohama.jp

- 要綱・申請書様式を次のアドレスから入手してください。(令和5年度の実績報告様式、令和6年度の申請様式については令和6年2月29日(木)に掲載予定) 入手できない場合、上記まで御連絡ください。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/kosodate-hiroba/youkou.html>